限定承認公告

本籍宮城県仙台市青葉区本町二丁目三〇〇番地、最後の住所宮城県仙台市泉区七北田字道二四番地の二愛泉荘

被相続人　亡　阿部　敏子

右被相続人は平成二十九年三月二十四日死亡し、その相続人は平成三十年六月十四日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十二日

宮城県仙台市青葉区上杉三―六―三ロジュマン上杉一〇一

相続財産管理人　廣橋　菜々

限定承認公告

本籍熊本県玉名市天水町小天四一三七番地、最後の住所広島県呉市阿賀北一丁目一四番一五号

被相続人　亡　檜垣　大

右被相続人は平成二十九年九月二十二日死亡し、その相続人は平成三十年五月二十八日広島家庭裁判所呉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十二日

千葉県柏市松葉町五丁目五番地五棟四〇六号室　相続財産管理人　檜垣　正

限定承認公告

本籍千葉県習志野市谷津五丁目一八二四番地五、最後の住所千葉県船橋市二和東五―三五―八富山ハイツ二〇六号

被相続人　亡　柴田　勇

右被相続人は平成二十八年十二月二十三日死亡し、その相続人は平成三十年六月十四日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十二日

東京都千代田区神田須田町一―五ディアマントビル一〇階

相続財産管理人　柴田あゆみ

右代理人弁護士　沢山英理子

限定承認公告

本籍福岡県柳川市久々原四三九番地、最後の住所福岡県久留米市諏訪野町一七五〇番地一七

被相続人　亡　小泉　圭央

右被相続人は平成二十九年十一月九日死亡し、その相続人は平成三十年六月十三日福岡家庭裁判所久留米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十二日

福岡県久留米市諏訪野町一七五〇番地一七

相続財産管理人　小泉なぎさ

合併公告並びに資本金及び準備金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は合併に先立ち、資本金の額を二千二百五十億円、資本準備金の額を二千二百五十億円減少することにいたしました。

この合併または資本金及び準備金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成三十年六月二十二日

掲載頁　二頁

平成三十年六月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階　(甲)　株式会社Ｐａｎｇｅａ

代表取締役　成毛　康雄

東京都港区芝浦一丁目一番一号

(乙)　東芝メモリ株式会社

代表取締役　成毛　康雄

出資一口の金額の減少公告

当組合は平成三十年五月二十八日開催の通常総会において出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年六月二十二日

神奈川県小田原市千代一八九番地の一

フォーラム事業協同組合

代表理事　富田浩一郎

訂正公告

平成三十年六月十八日（号外第一三〇号）掲載の決算公告（枠組）中、「第３５期決算公告」とあるは「第３７期決算公告」の誤りにつき訂正します。

平成三十年六月二十二日

愛知県清須市春日長畑一〇〇番地

ＴＧウェルフェア株式会社

取締役社長　横井　俊広

取消公告

平成三十年六月十五日（号外第一二九号）掲載の新設分割公告及び第四十二期決算公告（枠組）は取消します。

平成三十年六月二十二日

滋賀県高島市朽木宮前坊六七番地の二一二

株式会社朽木ゴルフ倶楽部

代表取締役　前田　義礼

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十九年十二月十一日（号外第二百六十八号）金融庁告示第四十五号（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件）（原稿誤り）				
三一			表中改正後欄中 同項第十三号	同項第十四号
〃		五	表中改正前欄中 同項第十二号	同項第十三号
三三ページ改正後欄終りから一七行目と一六行目の間に次のように加える。				
八一一			表中改正後欄中 八十人	百七十九人
〃			表中改正後欄終りから一六	百七十九人
〃			表中改正前欄中 七十七人	百七十七人

附則

（国内基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第五条　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十一条第二項（第十一条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第四号」とする。

2　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十二条第二項（第十三条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第四号」とする。

3　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十四条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第四号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第四号」とする。

（国内基準持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第六条　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十五条第二項（第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第五号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十二日付第一三五号

一六〇ページ●同日付政府調達第一一六号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）